

佐野市介護認定調査員支援システム導入業務委託仕様書

1. 業務委託名 佐野市介護認定調査員支援システム導入業務委託
2. 委託場所 栃木県佐野市高砂町1番地 佐野市役所
3. 委託期間
 - (1) 機器調達・システム構築期間 契約締結日から令和7年1月31日まで
 - (2) システム使用契約期間 システム使用開始月から60月間（長期継続契約）
4. システム導入の目的
介護認定調査業務にシステムを導入し、訪問調査、調査票作成等に係る業務の効率化を図ることで、認定調査業務に要する期間の短縮を目指すものである。
5. 基本要件
 - (1) システム概要
認定調査員が、携帯するシステム用の端末により、訪問調査時及び待機時間等に調査項目、特記事項等を入力し、調査票を作成するためのシステムであること。
調査実施、調査票作成を補助する機能を有し、これらの業務の正確性の向上、効率化を図る事ができるものであること。
本市の介護保険システム（TKC社製）認定審査支援システム iRavit（正興 IT ソリューション社製）とのデータ連携により運用する事を想定している。
 - (2) 運用形態
クラウド、スタンドアロン等のような運用形態のシステムであっても提案可能とする。ただし、前述のとおり、関連システムとのデータ連携を想定している。
 - (3) 基本情報
システム構築に関する基本的な情報は以下のとおり。なお、システム使用に関する料金がユーザーID数により計算される場合、当該ID数は端末数と同数とする。
 - ①利用端末数 最大12台（調査員用端末数。管理用PCを除く）
 - ②利用人数 最大15名（認定調査員10名、事務職員（兼任調査員）5名）
 - ③年間認定調査件数：5,830件（令和5年度実績）
6. 業務範囲
 - (1) ソフトウェアの提供
 - (2) ハードウェアの調達
 - (3) システム構築、セットアップ作業
 - (4) 導入支援
 - (5) システム運用・保守
7. システム要件
 - (1) システム構成
調達するシステムは、現在他の自治体で稼働実績のあるシステムとし、クラウド、スタンドアロン等の運用形態を問わない。
 - (2) 機能要件
別紙「機能要件一覧」に示す必須機能を全て満たしていること。将来、法令改正等により機能の追加又は改修の必要が生じた場合は、協議のうえ適切に対応すること。

(3) データ連携

本市の介護保険システム、認定審査支援システム iRavit とのデータ連携により運用する事を前提とし、認定申請情報 (NCI201) を取り込み、今回調達する介護認定調査員支援システムを用いて調査を実施、csv ファイル等のデータ連携可能な形式で調査結果 (NCI211) 及び特記事項 (独自仕様) を出力、iRavit に取り込む形での運用を想定している。

上記は本市の想定であるため、提案するシステムに合わせたデータ連携の方法を提案すること。ただし、介護保険システム、iRavit の改修は行わないものとする。

(4) ハードウェア要件

システムに使用する機器及び構成については、本業務を円滑に行うために必要な要件を満たすものとし、詳細は事業者に委ねることとする。数量等については、5. (3) の基本情報を参照のこと。

また、調達する機器は、5年間の使用を前提とし、通常の使用条件下で必要とされる付属品 (保護フィルム、ショルダーケース、タッチペン等) がある場合は、合わせて提案すること。

なお、調達した機器及びシステムに必要なソフトウェア等は、各種設定を実施したうえで、納品・設置を行うこと。

(5) ネットワーク要件

提案するシステムが、通信回線・ネットワークを使用するものは、必要な機器、回線等を事業者において調達すること。詳細は事業者に委ねることとするが、庁内のネットワークに支障が生じないものとする。

(6) セキュリティ要件

①システム起動に際し、ID・パスワード認証等の不正利用防止機能があること。

②システム内の情報については、暗号化されているものであること。

③通信回線を使用する構成の場合は、通信内容が暗号化されているものであること。

④その他通常業務で想定されるセキュリティ要件を満たしていること。

⑤情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001) の認証を取得していること。

⑥クラウド型による提案の場合は、サーバーを管理するデータセンターは日本国内かつ国内法の適用範囲に設置され、クラウドサービスセキュリティ (ISO/IEC27017) の認証を取得していること。

8. 業務実施要件

(1) 要件定義及び設計

本仕様書、提案書等を基に本市担当者と協議の上、システム要件を定義し、速やかに要件定義書を作成すること。要件定義書に基づき、システムの仕様及び関連システム等との連携の仕様を設計書として作成し、本市の承認を得ること。

(2) 環境構築

①要件定義書、設計書に基づきソフトウェア、ハードウェアを調達し、システム稼働に必要な各種設定を行い、テストを実施すること。

②データ連携の仕組みを構築し、関連するシステム事業者との作業調整を行い、データ連携テストを実施すること。

③各種テスト完了後、試験成績書を作成し、その結果と品質に責任を負うこと。

(3) 操作研修

本市と職員研修の内容及び実施回数を協議したうえで、適切な回数及び内容の操作研修を実施すること。

(4) 運用・保守

導入後の運用保守業務の内容について、運用テストの開始前に詳細な作業内容を本市担当者と協議すること。実施にあたっては、以下の要件を満たすものであること。

- ①サポートデスク等の体制を整備し、本市の開庁時間内の問い合わせ・質問に速やかに対応すること。
- ②障害発生時には、速やかに対応し、迅速に復旧させること。
- ③円滑なシステムの稼働を確保するために、法改正等に伴う必要な機能修正等の保守管理作業を行うこと。また、本市の関係システムとの連携を確保するために必要な作業を行うこと。なお、大幅な変更を伴う場合は、費用について別途協議するものとする。

(5) プロジェクト管理

構築作業が適切に実施されるよう、十分な体制を整備するとともに、会議の開催、議事録の作成、進捗状況、作業遅延対応、品質、課題及び資料作成等の管理を行うこと。

9. 導入スケジュール

下記に示す案を目安に、円滑な本稼働が可能となるスケジュールを提案すること。

| 内 容 | 時 期 |
|---------------|----------------|
| 契約（予定） | 令和6年7月下旬～8月上旬 |
| 機器調達、基盤構築 | 令和6年8月～9月 |
| システム構築、カスタマイズ | 令和6年8月～令和7年1月 |
| 操作研修 | 令和6年9月以降 |
| 運用テスト | 令和6年10月～令和7年1月 |
| 本稼働 | 令和7年2月～ |

10. 納品成果物

受託者は契約後、直ちに本市と仕様書に基づく詳細な打合せを行い、次の納品物を本市の指定する期日までに提出すること。なお、納品物については、紙媒体各1部及び本市が指定するファイル様式で作成した電子媒体とすること。

| 名称 | 内容 | 納品期日 |
|------------|----------------------------------|---------------|
| プロジェクト計画書 | プロジェクト運営方法などを記載 | 契約締結後2週間以内 |
| システム設計書 | 要件定義・外部設計・データ連携設計・手続き定義設計・環境設計など | システム納入時（本稼働時） |
| 試験成績書 | 結合試験項目および試験結果 | 動作試験完了時 |
| ソフトウェア | システム運用に必要なライセンス証書等を含む | システム納入時 |
| ハードウェア | システム運用に必要なライセンス証書等を含む | システム納入時 |
| 操作マニュアル | ユーザー向けの操作方法を記載 | システム納入時 |
| 研修マニュアル | 運用試験用のシナリオ等を記載 | システム納入時 |
| 運用保守設計書 | 運用保守に関することを記載 | システム納入時 |
| 打合せ資料及び議事録 | 会議等の資料および議事録 | システム納入時 |
| その他関係書類・物品 | 本市より指示のあったもの | システム納入時 |

11. 検収

本業務のうち6.(1)から(4)までの業務は本市による正常稼働確認及び、前項の納品物すべての検査合格をもって、業務完了とする。

システム利用、運用・保守業務については、3.(2)のシステム使用契約期間の満了をもって業務完了とする。

12. その他事項

- (1) ソフトウェア提供、ハードウェア調達、システム構築、セットアップ作業、導入支援に係る費用は令和6年度に一括で支払うものとする。
- (2) システムを使用するにあたって必要な経費（サービス使用料、保守費用など）にかかる費用は、長期継続契約を締結し、月ごとに支払うものとする。システム使用契約期間は導入スケジュールに合わせて協議して定めるものとし、テスト稼働期間を使用期間に含めて差し支えない。
- (3) 機器の設定や設置が必要な場合は、本市担当者、関係システム保守業者、ネットワーク保守業者と打合せの上、実施すること。
- (4) 当該業務を遂行するにあたって知り得た情報の内容については、第三者への開示がないようセキュリティ等に配慮すること。
- (5) 本仕様書の内容で疑問や問題点等が生じた場合には、その都度本市と協議すること。また、本仕様書に記載されていない事項については、本市の指示によるものとする。